

## ベビー&キッズシッターサービス mormor 利用規約

### 第1条 名称

当社は mormor 株式会社（以下当社という）を正式名称とし、当社運営のベビー&キッズシッターサービス mormor（以下当サービスという）に従事する者を mormor スタッフ（以下当スタッフ）と総称します。

### 第2条 運営

当社の運営および管理は mormor 株式会社が行います。

### 第3条 目的

当社は、当社が利用者（以下利用者）に対して当利用規約に記載の業務を提供することにより、利用者の子どもを安全かつ健全に保育することを目的とします。

### 第4条 利用者資格

利用規約をご承認の上、当社が指定する申込書によって当サービスへの登録申し込みを行い、当社が承認した個人または家族とします。

### 第5条 利用者の義務

- 1) 利用者は各サービスの利用について、当社に利用日時の予約をすることとします。
- 2) 予約のキャンセルは、必ず当社に届け出ることとします。

### 第6条 子どもの健康状態や発達

利用者は、当サービスを受ける子どもの健康状態および次の事項に該当する場合は、当サービスに申し込む時に申告することとします。

- ①引きつけ、てんかん、ぜんそく、アレルギー等当スタッフが注意すべき疾患
- ②言葉や歩行等、発達において留意すべき点
- ③性格や行動において当スタッフが注意すべき点
- ④37.5度以上の発熱や感染症の自宅待機間、回復期にある場合

### 第7条 業務委託契約

- 1) 利用者は、当社と業務委託契約を結ぶ際は本利用規約に従い、業務を委託することとします。また、当社は自己の責任において受託業務を遂行する義務を負うものとします。
- 2) 当社が受託者として誠実に業務を遂行し、利用者は委託者として当社の受託業務の遂行に必要な協力をするものとします。

### 第8条 予約方法

- 1) 利用は予約制とします。予約は当社ウェブサイトのお問い合わせフォームにて受付けます。
- 2) ご予約は前々日 18 時までできるものとしますが、当スタッフの都合がつかない場合は対応できない場合もあり、ご予約をお断りできるものとします。
- 3) 予約時間は 3 時間以上 15 分単位とし、最低予約時間（3 時間）に満たない予約でも最低利用時間分の料金を請求するものとします。

### 第9条 サービス内容

1) 当スタッフによるベビーシッター業務。ベビーシッター業務の内容は下記のとおりとします。

- ①お食事、授乳
- ②お着替え
- ③排泄、おむつ替え
- ④屋内での遊び
- ⑤園、学校、習い事の送り迎え
- ⑥子どもに提供するお食事の購入
- ⑦業務終了時の利用者へのご報告
- ⑧怪我、急病時の応急手当て
- ⑨怪我、急病時の病院への付き添い

2) 当スタッフは医療行為または医療行為に準ずる行為はしないものとします。

3) 当スタッフのシティング時間は 8:00~22:00 までを基本としますが、公共交通機関の運行状況によってはその限りではありません。

4) 下記の業務は行わないものとします。

- ①病児保育
- ②宿泊保育
- ③家事代行業務
- ④未就学児の公共交通機関での送迎業務

### 第10条 利用料金と計算方法

- 1) 利用料金にはシッター料金と当スタッフの往復交通費を含みます。ただし、送迎等で当スタッフの往復以外にかかる交通費は実費請求するものとします。
- 2) 予約終了時間を超過すると 15 分単位で延長料金が発生します。
- 3) 子どものお食事等の買物代行など利用者からの依頼で購入した物品、タクシー代は当日精算するものとします。
- 4) 利用料金は下記表のとおりとします。

	利用料金 ※未就学児非課税
一人シットイング料金	3,300 円/時
延長料金 ※15 分単位	825 円/15 分
きょうだい加算	1,100 円/時

#### 第 11 条 利用料金のお支払い

- 1) 当社は当月分の利用料金をご利用日以降に利用者に対しご請求します。利用者は請求書のご査収後、1 週間以内に下記指定口座に振り込み、クレジット決済、または PayPay 決済にて支払うものとします。  
指定口座 みずほ銀行 狛江（こまえ）支店 普通 1204518 mormor カ）
- 2) 振り込みによる銀行手数料は利用者が負担するものとします。
- 3) 利用者は、料金のお支払いについて訂正または支払い遅延等の特別な事情が生じたときは、当社に連絡し協議するものとします。

#### 第 12 条 キャンセル、延長、短縮について

- 1) 利用者が申し込み済み（弊社にてスタッフ確定連絡済み）の当サービスをキャンセルする場合、規定のキャンセル料を支払うものとします。

	キャンセル料 ※未就学児非課税
スタッフ確定連絡後～前々日の 18 時以降のキャンセル	550 円
前々日 18 時以降～前日 18 時までのキャンセル	25%
前日 18 時以降～当日のキャンセル	50%

2) キャンセルの連絡は電話またはメールにて行うものとします。前日 18 時以降～当日直前のキャンセルで本部受付時間外は、担当の当スタッフに直接連絡するものとします。

3) 18 時を過ぎると、翌日受付扱いになるものとします。

例：8 日 19 時のキャンセル連絡→9 日キャンセル受付扱い

4) 利用者が利用当日に当サービスの時間延長を希望する場合は担当の当スタッフと協議することとします。1 時間以上の延長可能性がある場合は予約時に当社に申し出ることとします。

5) 利用者の都合により当サービスの利用終了時間を当日に短縮する場合、担当の当スタッフと協議することとします。ただし、時間短縮をした場合においても利用者は当初の利用予定時間分の利用料金を支払うものとします。

#### 第 13 条 当サービスの中止、利用の制限

次の（1）～（5）に該当する場合、当社は利用者の上承を得ることなく当サービスのキャンセルまたは中止をすることができるものとします。

- 1) 天災などの不可抗力により当サービスの提供が困難と判断した場合
- 2) 予約状況により、当スタッフの調整がつかなかった場合
- 3) 利用者の健康状態に不安があると当社が判断した場合
- 4) 第 10 条に定める事項に該当する場合
- 5) 法令改正、改廃、行政指導、社会情勢や経済状況などの著しい変化があり、当社の一部または全部のサービスを変更または廃止せざるを得ない状況の場合

#### 第 14 条 損害賠償責任

1) 当社が、当サービスの遂行にあたり当スタッフ自身の過失により、ご子息の身体もしくは会員の財産に損害を与え、法律上の責任を負った場合、賠償するものとします。

2) 当社が前項に従って会員に対して負担する損害賠償額は、当社が加入する賠償責任保険契約に定める給付水準を上限とします。

【賠償責任保険】

対人賠償 1 名 1 億円 1 事故 5 億円までの補償

対物賠償 1 事故 500 万円までの補償

3) 当社は以下の①～⑤のいずれかに該当する場合には、前 1 項に定める利用者に対する賠償責任を負わないものとしま

す。

①天災その他不可抗力による損害が発生した場合

②利用者が当社に提出した申込書に虚偽もしくは事実と異なる記載があり、誤記または虚偽の記載に起因して利用者に損害が発生した場合

③予約を受けていない子息に生じた損害の場合

④利用者の健康状態に異常があり、予めその旨の報告がなく、それに起因して利用者に損害が発生した場合

⑤損害の発生が会員に起因する場合

#### 第 15 条 物品、インフラの使用

当社は利用者の保有する当サービスに必要な物品および当サービスに必要なインフラ（電気、水道、ガス、電話等）を無料で使用できるものとします。

#### 第 16 条 事故の防止

当スタッフは事故の発生を防ぐために次の①～⑧は行わないものとします。

①自家用車、未就学児の公共交通機関（電車、バス）での送迎

②複数のご子息の長時間の戸外保育

③契約外の子どもの保育

④投棄

⑤沐浴

⑥利用者が用意、指定した食事以外の提供

⑦掃除・洗濯・調理等の家事代行業務

⑧宿泊保育

#### 第 17 条 直接契約、指揮命令の禁止

1) 利用者は、当スタッフとの間で当サービスと同種の業務について直接の契約をしないものとします。

2) 利用者は、前項に違反した場合、当社に対して違約金を支払うものとします。違約金は利用者の利用実績の 1 日あたりの平均利用時間の 365 日分とします。

3) 利用者は当サービスの範囲を超えた業務内容を依頼する場合、当スタッフに依頼せず、当社に直接連絡するものとします。その上で当社が当スタッフと協議を行い、遂行の可否について当社から会員に回答するものとします。

#### 第 18 条 提携医療機関

当社は下記の医療機関と提携し、子どもの体調について医師の診断が必要な場合には相談するものとします。

代々木上原こどもクリニック

東京都渋谷区西原 3 丁目 7-8 フィールド代々木上原 3 階 TEL:03-5790-7227

#### 第 19 条 協議事項

本利用規約および細則に定めのない事項または疑義が生じた場合は、利用者と当社は法律に基づき、誠実に協議し解決するものとします。

#### 第 20 条 規定の変更・改定

当サービスは、本利用規約、料金およびその他の必要な規定の変更・改定ができるものとし、その効力は全ての利用者を対象とします。

#### 第 21 条 管轄裁判所

本利用規約について紛争が生じた場合の管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

mormor 株式会社 2025 年 1 月 1 日改定

〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-3-9

お客様相談窓口 TEL: 03-6276-2149 (担当: 鈴木) MAIL: [info@mormor.co.jp](mailto:info@mormor.co.jp) URL: <https://mormor.co.jp>